

平成23年12月20日発行  
浅田会計事務所

## 確定申告のお知らせ

年が明けると確定申告の時期となります。

節税の為の熟考期間を頂きたいので、遅くとも**1月31日まで**に下記書類をご用意頂き、お預かりしたいと思います。

不足資料は後日でも結構ですので1月中に一度、ご連絡もしくはご郵送くださいます様、よろしくお願い申し上げます。

- ※ 決算に関する資料【帳簿・領収書・不動産管理表等】
- ※ 譲渡に関する書類【契約書・領収書・購入時資料等】
- ※ 株式に関する書類【年間取引報告書・**配当のお知らせ**】
- ※ 源泉徴収票【給料・年金・配当等】（注1）
- ※ 保険金計算書【平成23年中に保険の解約や満期がある場合】
- ※ 保険料控除証明書【生命保険・地震保険・小規模共済等】
- ※ 医療費領収書【領収書・保険の補填があった場合はその金額がわかるもの】
- ※ 国民年金保険料控除証明書（注2）
- ※ 国民健康保険料・介護保険料等の本年中の支払額（メモでも結構です）
- ※ 青・白色確定申告書（**昨年以前に電子申告された方は税務署から郵送されません**）

その他

- ※ 扶養親族の異動、住所変更等があった場合はその旨をお知らせください

（注1）公的年金等源泉徴収票

1月中旬に発送される予定です。万一紛失された方は当事務所までご連絡ください。

（注2）国民年金保険料を納付されている方へ

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構から送付されています。





## マイカー通勤手当の非課税限度額が変わります

最近自転車で通勤されている方をよく見かけませんか？

数年前より、健康志向の高まりや環境への配慮から自転車で通勤をする方が増加傾向にありました。また震災後には、震災時の交通網のマヒに伴う帰宅難民への不安から、さらに増加しているようです。そういった自転車や自動車などを使って通勤される方への通勤手当の非課税限度額が以下のとおり改正になりますのでご注意ください。

平成24年1月1日以後に支給する通勤手当

通勤距離 (片道)	課税されない金額	
	平成23年12月31日以前	平成24年1月1日以後
45 km以上	24,500円 (運賃相当額が24,500円を超える場合には、 <b>運賃相当額※</b> )	24,500円
35 km以上 45 km未満	20,900円 (運賃相当額が20,900円を超える場合には、 <b>運賃相当額※</b> )	20,900円
25 km以上 35 km未満	16,100円 (運賃相当額が16,100円を超える場合には、 <b>運賃相当額※</b> )	16,100円
15 km以上 25 km未満	11,300円 (運賃相当額が11,300円を超える場合には、 <b>運賃相当額※</b> )	11,300円
10 km以上 15 km未満	6,500円	
2 km以上 10 km未満	4,100円	
2 km未満	全額課税	

※『**運賃相当額**』とは、鉄道などの交通機関を利用した場合の料金（最高限度100,000円）をい  
い、平成24年1月1日以後はこの『**運賃相当額**』部分が廃止されます。

## 相続税実地調査の状況

国税庁は、平成22事務年度（H22/7からH23/6）に実施した相続税の実地調査の状況を公表しました。

### 1. 実地調査の対象

平成20年中及び平成21年中に発生した相続を中心に、税務署が収集した資料情報を基に、申告額が過少であると想定されるものや、申告義務があるのに無申告である場合など

### 2. 実地調査の件数

13,668件（前年13,863件）で、このうち申告漏れ等があった件数は11,276件（前年11,748件）

### 3. 非違割合

82.5%（前年84.7%）

### 4. 申告漏れ相続財産の金額の内訳

現金・預貯金等1,332億円が最も多く、土地719億円、有価証券631億円の順

公表された結果から、税務署は現金・預貯金等を重視していることが窺われます。また、実地調査が行われると、かなりの確率で申告漏れを指摘されているということになります。

税務署は職権で預貯金の資料を取り寄せることが出来ます。隠したつもりはなくても申告漏れ・名義預金を指摘されることもあります。申告時にしっかりと把握して、対処しておくことが重要です。

当事務所では家族名義の通帳までお預かりする場合がありますが、このような指摘を受けるものがないか等を確認するためですので、何卒ご協力お願いします。